

第2次
いのち支える安中市自殺対策計画



令和6年3月

群馬県安中市

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、全国において自殺予防に関する知識の普及や啓発が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向にあるなど少しずつ成果が上げられてきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。特に女性や小中高生の自殺者数が増加し喫緊の課題となっており、尊い命が毎年失われている状況に変わりはありません。



本市におきましては、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成30年3月に『いのちを支える安中市自殺対策計画』を策定し、自殺総合対策大綱の基本理念である「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて取り組みを進めてきました。

この度、第2次『いのちを支える安中市自殺対策計画』を策定しました。引き続き自殺リスクを低下させることの推進を図るとともに、本市の全事業の中で、生きることの包括的な支援に繋げるため事業間の連携を強化し、地域社会の問題として自殺対策を全庁的に取り組んでまいります。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、お一人お一人が自殺対策の担い手として意識を高めていただければ幸いです。これからも、相手を思い助け合いにより安心して過ごせるまちづくりを進めていきたいと考えていますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和6年3月

安中市長 **岩井均**

目次

I 計画策定の趣旨等

I-1	趣旨	1
I-2	計画の位置付け	1
I-3	計画の期間	2
I-4	計画の数値目標	2

II 安中市における自殺の特徴

II-1	全国（県）との比較と推移	3
II-2	性別・年代別の割合と自殺死亡率	4
II-3	対策が優先されるべき対象群の把握	5

III 第1次いのち支える安中市自殺対策計画の取組と評価

IV いのち支える自殺対策における取組

IV-1	基本施策	10
IV-2	重点施策	14
IV-3	自殺対策に関する評価指標	17

V 自殺対策の推進体制等

V-1	安中市自殺予防対策庁内連絡会議	18
V-2	自殺対策と重層的支援体制整備事業の推進	18
V-3	自殺対策の担当課・担当者	18
V-4	計画の見直し及び進行管理	18

VI 巻末資料

VI-1	自殺対策基本法	21
VI-2	自殺総合対策大綱（概要）	26
VI-3	自殺総合対策における当面の重点施策（概要）	27
VI-4	安中市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱	29
VI-5	生きる支援関連施策一覧	30

I 計画策定の趣旨等

I-1 趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える高い水準で推移し、非常事態はいまだに続いている状況にあります。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、平成31年3月に「いのち支える安中市自殺対策計画」を策定しました。

本市における自殺者数は令和元年15人、令和2年14人、令和3年13人と自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）が20人を越える状況が続いていましたが、令和4年は自殺者数8人、自殺死亡率14.27と改善がみられます。国や県と比べると令和元年～3年は全国・県平均より高い状況でしたが、令和4年は全国・県平均より低くなっています。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域全体の取組を図り、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

こうしたことから、本市において自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、計画の評価・改善を行い、本市の状況に応じた自殺対策の施策として、「第2次のち支える安中市自殺対策計画」を策定しました。

本計画でも引き続き推進することにより、市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指していきます。

I-2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、本市の状況に応じた、総合的な自殺対策の推進を図るために策定するものです。

(2) 本計画は、自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、本市の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。「第3次安中市総合計画」と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

I-3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

ただし、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、適宜見直しを行います。

I-4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱では「平成27年(2015年)と比べて令和8年(2026年)までに自殺死亡者を30%以上減少させ自殺死亡者を13.0以下」とすることを目標としています。群馬県の自殺対策の数値目標は、「令和10年までに自殺死亡者を14.9人以下、自殺者数を271人以下」とすることを目標としています。

本市では、前自殺対策計画において平成29年(2017年)の自殺死亡率が16.8であったことから、令和5年(2023年)の目標とする自殺死亡率は13.0以下(20%以上減少)と設定しました。平成30年は自殺死亡率が16.96、令和元年～3年の自殺死亡率は25前後を推移しました。増えた要因としては、新型コロナウイルス感染拡大により社会全体の自殺リスク増加、有名人の自殺及び自殺報道が大きな影響を与えたと考えられます。令和4年は14.27と減少しましたが目標値の達成には至りませんでした。

自殺者数0(ゼロ)を目指すことは当然ですが、前自殺対策計画の目標達成に至らない状況にあることや国・県の目標設定値をふまえ、本市の目標については引き続き「令和10年までに13.0以下」を目指します。

本市の数値目標	令和4年	令和10年
自殺死亡率 (自殺死亡者数)	14.27 (8人)	13.0以下 (6人以下)

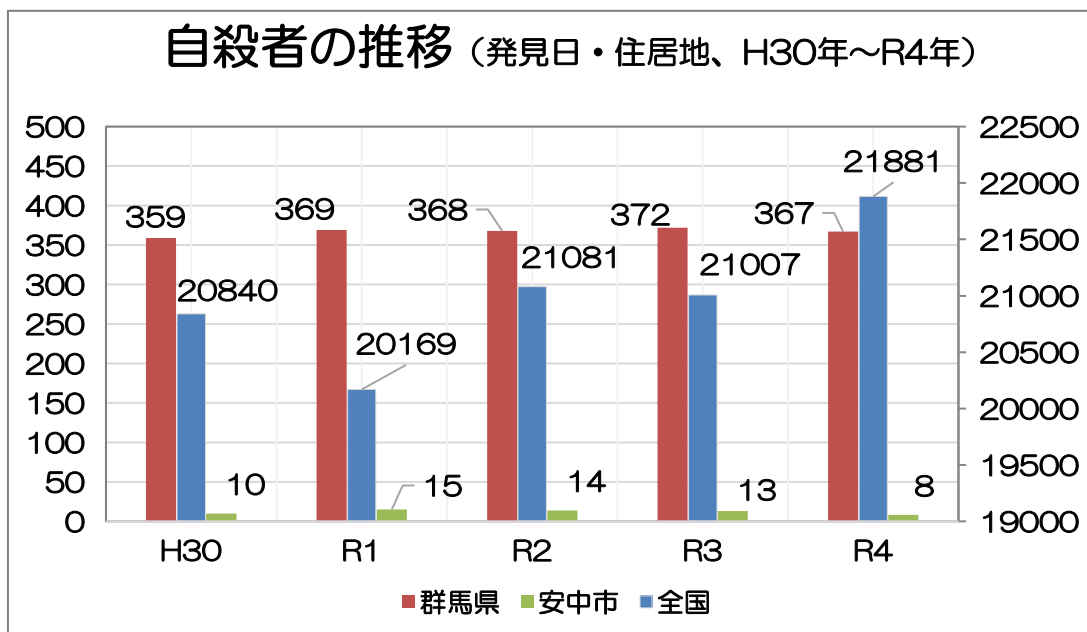
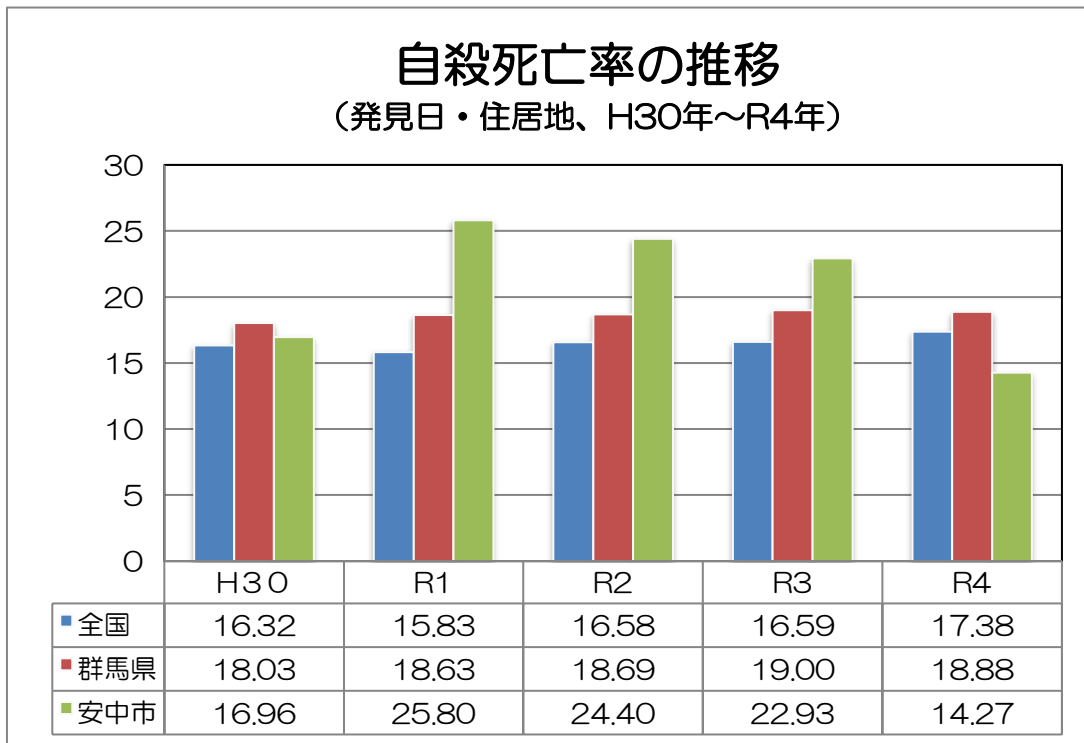
☆自殺死亡率・・・人口10万人あたりの自殺死亡者の数。人口規模の違う集団の比較をするために使用する指標。

☆令和10年の自殺死亡者数について・・・安中市総合計画の人口推計より、令和10年時点の人口を想定し死亡者数を算出しました。

II 安中市における自殺の特徴

II-1) 全国（県）との比較と推移

本市における自殺死亡率は、平成 28 年以降は、全国・県とほぼ同水準で推移し、令和元年から増加傾向にあります。令和 4 年は減少しています。



〔資料〕厚生労働省 自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

II-2) 性別・年代別の割合と自殺死亡率

平成29年～令和3年の5年間の自殺死亡率の総数は全国の16.25よりも高い21.32となっています。また、女性の14.23と比べて男性は28.64と自殺死亡率が高くなっています。

年代別自殺死亡率で、男性は80歳以上が85.43と最も多く、次に40歳代が35.41、30歳代が35.39となっています。女性は70歳代が32.81と最も多く、次に50歳代が21.47、60歳代が21.39となっています。

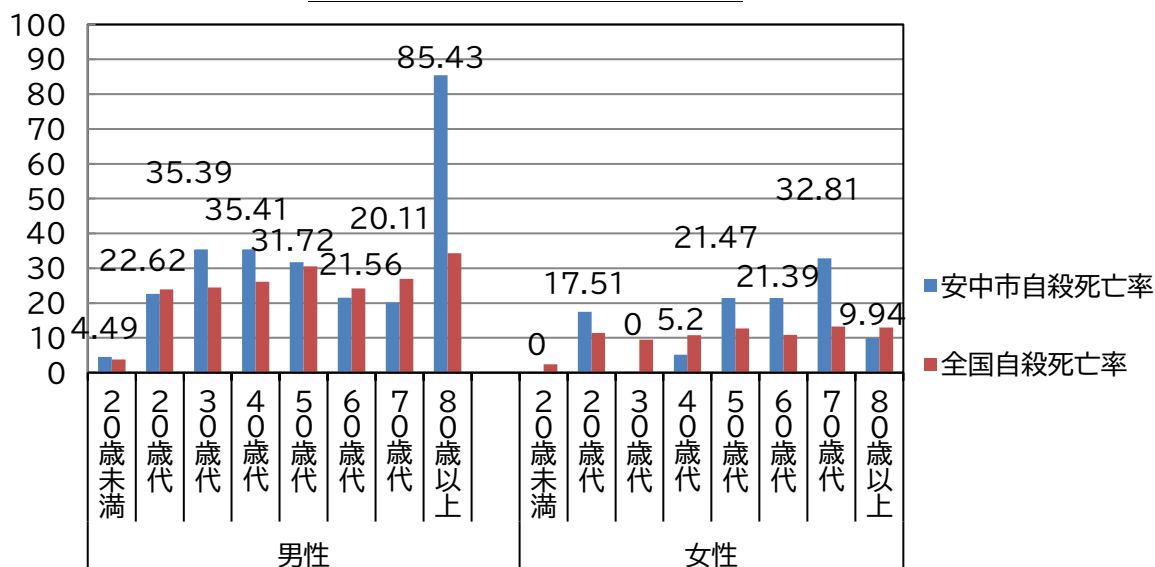
自殺者の性別・年代別の割合と自殺死亡率（10万対）

H29～R3 合計(人)		安中市 割合	全国割合	安中市自 殺死亡率	全国自殺 死亡率
総数		100.0%	100.0%	21.32	16.25
男性		66.1%	68.1%	28.64	22.67
女性		33.9%	31.9%	14.23	10.14
男性	20歳未満	1.6%	2.0%	4.49	3.77
	20歳代	4.8%	7.7%	22.62	23.96
	30歳代	8.1%	9.1%	35.39	24.45
	40歳代	11.3%	12.1%	35.41	26.08
	50歳代	9.7%	11.9%	31.72	30.50
	60歳代	8.1%	9.6%	21.56	24.19
	70歳代	6.5%	9.0%	20.11	26.93
	80歳以上	16.1%	6.4%	85.43	34.34
女性	20歳未満	0.0%	1.2%	0.00	2.37
	20歳代	3.2%	3.5%	17.51	11.42
	30歳代	0.0%	3.4%	0.00	9.49
	40歳代	1.6%	4.9%	5.20	10.78
	50歳代	6.5%	4.9%	21.47	12.71
	60歳代	8.1%	4.5%	21.39	10.88
	70歳代	11.3%	5.2%	32.81	13.23
	80歳以上	3.2%	4.4%	9.94	12.97

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

※端数調整のため性別合計が異なります

性・年代別の自殺率（10万対）



〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

II-3) 対策が優先されるべき対象群の把握

平成29年～令和3年の5年間の動向から、男性女性ともに60歳以上及び男性40歳～59歳の自殺者が多くなっています。また、独居よりも同居が多い状況となっています。

背景として、男性60歳以上では失業や退職による生活苦や介護の悩み、身体疾患、または死別や離別からくるうつ状態が考えられます。男性40歳～59歳の有職者では、仕事の配置転換による過労、職場の人間関係の悩みや仕事の失敗などが主な自殺の危機経路と考えられます。

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H29～R3合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:女性60歳以上無職同居	12	19.4%	29.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	11	17.7%	42.5	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
3位:男性60歳以上無職独居	7	11.3%	136.6	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:女性40～59歳無職同居	5	8.1%	34.0	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
5位:男性40～59歳有職同居	5	8.1%	16.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

60歳以上の自殺者の内訳は、女性よりも男性が高くなっています。特に男性80歳以上が最も多く、同居独居ともに高い値になっています。女性では、70歳代の同居者が最も多くなっています。

60歳以上の自殺の内訳（特別集計（自殺日・住居地、H29～R3 合計））

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	3	2	9.1%	6.1%	14.0%	10.4%
	70歳代	3	1	9.1%	3.0%	15.0%	8.0%
	80歳以上	5	5	15.2%	15.2%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	4	1	12.1%	3.0%	8.7%	2.8%
	70歳代	6	1	18.2%	3.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	2	0	6.1%	0.0%	6.9%	4.3%
合計		33		100%		100%	

〔資料〕自殺総合対策推進センター「地域自殺実態」プロフィールデータ

Ⅲ. 第 1 次いのち支える安中市自殺対策計画の取組と評価

「第 1 次いのち支える安中市自殺対策計画」では、自殺総合対策大綱の基本理念「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて取り組みを進めてきました。計画期間の終期を迎える事から第 1 次の取組と評価を行います。

〔施策 1〕 地域におけるネットワークの強化

安中市自殺予防対策庁内会議において庁内各課及び市内関係機関と連携を図り、自殺対策に取り組んできました。また、社会福祉協議会及び地域の見守り団体と連携し、自殺の防止につながるよう声かけや見守り活動を進めてきました。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
安中市自殺予防対策庁内会議	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
見守り活動を行っている地域の団体数	14 団体	15 団体	15 団体	14 団体

〔施策 2〕 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクの高い人に気づき、適切に対応できるようにするためゲートキーパー研修を実施しました。本市では市職員向け、関係団体向け、勤労者・経営者向けの開催を掲げてきましたが、新型コロナウイルスの影響等もあり開催は限定的となりました。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
市職員	32 名 (累計 208 人)	中止	中止	20 名 (累計 228 人)
関係団体	67 名	-	-	-
勤労者・経営者	-	-	-	-

〔施策 3〕 市民への啓発と周知

自殺について理解を深め、正しい知識の普及を目指し、自殺予防週間（9月）、自殺予防強化月間（3月）に合わせて広報啓発活動を行いました。市の広報紙による、相談場所等の周知と自殺対策の啓発だけでなく、市内イベント・安中市福祉ふれあいまつり・市民健診など市民が集まる場において、啓発グッズの配布や自殺対策の啓発のほか、相談機関の情報提供に努めました。

幅広い対象者に向けた広報啓発として、ホームページやSNS等、国道電子掲示板、市役所内の電子案内を活用しました。また、商工課による労働者の自殺予防対策として広報紙を通じて過労死等防止啓発月間や年次有給休暇取得促進期間の周知も実施しました。

	令和元年度	令和2年度
相談体制の強化	広報紙年2回(9・3月) イベント1回(9月) 安中駅前にて啓発活動(9月)	広報紙年2回(12・3月) 市民健診・乳児健診にて啓発物品配布(9月) 国道電子掲示板・本庁舎電子案内にて周知(3月) 定期的に市Twitterにて啓発
年次有給休暇取得や過労死防止周知	市広報紙年2回(10・11月)	市広報紙年2回(10・11月)
	令和3年度	令和4年度
相談体制の強化	広報紙年2回(12・3月) 市民健診・乳児健診にて啓発物品配布(9月) 国道電子掲示板・本庁舎電子案内にて周知(3月) 定期的に市Twitterにて啓発	広報紙に掲載(9月) 市民健診・乳児健診にて啓発物品配布(9月) 定期的に市Twitterにて啓発(7・9・3月) 国道電子掲示板・本庁舎電子案内にて周知(3月)
年次有給休暇取得や過労死防止周知	市広報紙年2回(10・11月)	市広報紙年2回(10・11月)

〔施策4〕 生きることの促進要因への支援

社会全体の自殺リスク低下を目指し、不安の軽減・生きることの促進要因の強化につながるよう取り組んできました。自殺の要因となり得るものは、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等多岐にわたり、問題は複合化、複雑化しています。一つの部署だけでの対応は難しくなっており、安中市では関係各課と情報共有し、協働の支援を行ってきました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
サロン等の居場所づくり	60か所	57か所	57か所	57か所
生活困窮者調整会議	月1回	週1回	週1回	週1回
一般就労者数	22人	35人	36人	35人

【施策5】若年層への支援の強化

若年層は、ライフスタイルや生活の場に応じた対応が必要となります。悩みや問題が深刻化する手前の段階で、必要な支援につなげるため、児童生徒のSOSの出し方に関する教育等の推進・相談支援の推進・妊娠出産からの一貫した支援の推進に取り組んできました。

育てにくさを感じた時に対処できる割合は年々低下しています。育てにくさの要因は、子ども・親・親子の関係性・親子をとりまく環境が、複合的に関与していると言われています。子育て中に育てにくさを感じた時、自分や子供の安全を守るために庁内各課、子育て支援センター等による相談できるよう支援してきました。

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。これまでも定期的にX（旧Twitter）等のSNS、市のホームページでの相談窓口の周知を行ってきました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育てにくさを感じた時に対処できる （健やか親子21の指標に基づく乳幼児健康診査必須問診項目より）	90.1%	85.7%	79.3%	77.4%

IV いのち支える自殺対策における取組

IV-1) 基本施策

〔施策1〕 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進には、地域におけるネットワークの強化が基盤となります。自殺の多くは様々な要因が関係しており、多様な関係者との連携を強化していく必要があります。

1. 「安中市自殺予防対策庁内連絡会議」の実施

本市の庁内において、副市長をトップとした関係部長で構成される庁内組織であり、自殺対策を全庁的に推進するために関係各課と情報共有し、連携を図りながら各施策に取り組みます。（福祉課）

2. 「安中市自立支援協議会」の設置

医療、保健、福祉、教育及び障害者就労等に関係する機関とのネットワークの構築を図り、地域福祉に関するシステムづくりを推進します。（福祉課）

3. 「要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の設置

関係機関を交えた会議を実施し、児童虐待防止対策の充実を図ります。（子ども課）

4. 地域での見守りの強化

身近な地域のコミュニティにおいて、自殺の防止につながるよう声かけや見守りのできる地域づくりを進めます。（関係各課）

5. 「重層的支援会議」の設置

関係機関を交えた会議を実施し、情報共有・連携を図りながら地域住民の抱える複雑な困り事・悩み事への支援に取り組みます。（福祉課）

〔施策2〕 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺対策を支える人材の育成は、重要な取組です。サインに気づき傾聴し必要な支援機関につなぐことができる人材の養成を進めていきます。

1. 関係団体向け「ゲートキーパー研修」の開催

地域住民に身近な存在である民生委員・児童委員等を対象に研修会を開催し、人材の確保を図ります。（福祉課）

2. 勤労者・経営者向け「ゲートキーパー研修」の開催

職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため研修会を実施し、心の不調に対する適切な声かけや支援方法を学ぶとともに、早期に気づける環境づくりをすすめます。（商工課・福祉課）

3. 市職員研修事業「ゲートキーパー養成講座」の開催

自殺予防月間とあわせて市職員を対象とした研修を実施します。身近な問題となっている気分障害やうつ病などの知識や、コミュニケーションの方法に視点をおき、適切な声かけや支援方法を学び、市民サービスを展開していくなかで自殺対策を進めていきます。（職員課）

ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけて話を聞き、必要な支援につなげて見守る人です。悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。

自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切に関わることです。

〔施策3〕 市民への啓発と周知

市民が自殺対策についての理解を深められるような情報提供を行います。特に自殺予防週間や自殺予防強化月間には、広報媒体等で地域全体に向けた啓発や相談窓口の情報の周知を図ります。

1. 自殺対策の周知を図る

- ◇自殺予防週間（9月）、自殺予防強化月間（3月）に合わせて、市の広報紙で相談場所等の周知と自殺対策の啓発を行います。また各種イベントなど、市民が集まる場において相談機関の情報を配布するとともに、定期的にX、LINE等のSNS、ホームページ等を活用し相談窓口の周知の徹底を図ります。（福祉課）
- ◇過労死等防止啓発月間や年次有給休暇取得促進期間を広報紙で周知し、労働者の自殺予防対策へ繋げていきます。（商工課）

〔施策4〕 生きることの促進要因への支援

自殺リスクを低下させるためには、生きることの促進要因を増やす必要があります。生活上の困り事を解決できるような支援、不安を軽減し生きることの促進要因の強化につながる取組を行っていきます。

1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援を行う。

- ◇人権相談や外国人相談等の相談支援体制を充実させ、地域で生活しやすい支援を行います。（市民課）
- ◇配偶者暴力相談支援センターの設置により、配偶者等からの暴力の相談及び被害者の自立支援を行います。（市民課）
- ◇若者就職活動個別相談や無料法律相談等の充実を図り、対象者の不安に寄り添う支援を行います。（福祉課）
- ◇生活困窮者の自立支援のための相談や、子どもの学習生活支援事業を行います。（福祉課）
- ◇一般就労に従事する準備段階として、生活習慣やコミュニケーション力などの形成を有期で計画的に支援する就労準備支援事業を実施します。（福祉課）
- ◇ひきこもり相談を実施し、ひきこもり当事者や家族の気持ちを和らげる支援を行います。（福祉課）
- ◇身体疾患からくるうつ状態も要因として考えられるため、身体やこころの病気に関する悩みの相談支援を行います。（健康づくり課・福祉課）

2. 障害者（障害児）への支援を行う。

- ◇基幹相談支援センターや多機能拠点を中心となり、市内の相談支援事業所と連携し、障害者（障害児）の相談や支援を強化します。（福祉課）
- ◇障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止策の検討や早期発見の体制強化を図り、障害者（障害児）の保護とサポート体制の強化に取り組んでいきます。（福祉課）

3. 高齢者への支援の強化を図る。

- ◇高齢者の社会的孤立感の解消及び自立した生活の助長を図り、高齢者の生きがいを創出し、社会参加を促進していきます。（高齢者支援課）
- ◇地域包括支援センター及び老人福祉センター（いきいき長寿センター）で高齢者の相談に応じるとともに、生きがい対策のための便宜を提供する等、健康で明るい生活が営めるように運営していきます。（高齢者支援課）
- ◇介護予防講演会や介護予防教室を実施し、通いの場を充実させて、地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活が送れるよう支援します。（高齢者支援課）
- ◇認知症総合支援事業や家族介護支援事業を実施し、認知症やその家族に対する支援を行っていきます。（高齢者支援課）
- ◇生活支援体制整備事業を実施し、地域住民や関係者による見守りや支援体制の強化、生活支援サービスの充実を図ります。（高齢者支援課）

4. 子ども・若者への支援を図る。

- ◇子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、相談ができるよう、相談体制を強化するとともに、困難な事態、強い心理負担を受けた場合等における対処の仕方を身につけるための教育の充実を図ります。（福祉課・こども課・健康づくり課・学校教育課・生涯学習課）

5. 遺された人への支援を行う。

- ◇自死遺族へ相談先の情報等を広報紙、ホームページ等に掲載することで自死遺族への情報周知を進めます。（福祉課）



IV-2) 重点施策

本市の重点施策として、男女ともに60歳以上の無職者の自殺者が多い傾向があります。背景として、失業や退職による生活苦、死別や離別及び身体疾患から来るうつ状態等の健康問題や経済・生活問題等が主な自殺の危機経路と考えられます。そのため、1) 高齢者と2) 生活困窮者に重点をおいた施策が必要となります。次に3) 勤労者や経営者の自殺者が多く、配置転換による過労、人間関係の悩みなどが背景として考えられます。勤労者や経営者の自殺対策も重点施策として取り組んでいきます。また、4) 子どもや若者の自殺は家族はもちろんのこと、社会的にも深刻な問題であり、自殺に追い込まれないための支援への取組が重要と考えられ、重点施策として取り組んでいきます。

1) 高齢者

高齢者は多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。また、閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立や孤独に陥りやすい傾向があります。したがって、地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業の展開を図ることや、高齢者の孤立や孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の促進、地域における見守り体制の強化等といった施策の推進が必要となります。

方向性及び目標

- ① 高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるように、高齢者及び家族が抱える問題等について、相談の受付や情報提供を行います。
(高齢者支援課)
- ② 高齢者の健康不安に対する支援のため、介護予防講演会や介護予防教室を継続して実施します。(高齢者支援課)
- ③ 社会参加の強化と孤立や孤独の予防のため、ふれあいいいきいきサロンの支援を継続して行っていきます。(高齢者支援課)
- ④ 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、当事者やその家族等に対する支援を行います。(高齢者支援課)
- ⑤ 地域住民や関係者、医療・介護関係者等による見守り体制及び連携強化を促進します。(高齢者支援課)

2) 生活困窮者

生活困窮者は、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的な問題だけではなく人間関係にも問題がある場合が多く、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを認識した上で、効果的な生活困窮者支援対策が求められます。

方向性及び目標

- ①生活困窮者に対する相談窓口の周知を図るとともに、相談者が抱える問題に対して早期に適切な支援が行えるよう協力体制を整えます。（福祉課）
- ②一般就労に従事する準備段階として、生活習慣やコミュニケーション力などの形成を有期で計画的に支援する就労準備支援事業を実施します。（福祉課）
- ③ハローワークと連携した就労支援を実施します。（福祉課）
- ④居場所づくりや生活支援の充実のために、住居確保給付金や子どもの学習生活支援を継続して実施します。（福祉課）

3) 勤労者・経営者

勤労者や経営者の対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応出来るよう事業所、職域だけの対策でなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知や啓発等も望まれます。勤労者や経営者に関する自殺対策は、働き方改革の諸施策との連携を図りながら進める必要があります。

方向性及び目標

- ①職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため勤労者や経営者向けのゲートキーパー研修を実施し、心の不調に対する適切な声かけや支援方法を学ぶとともに、早期に気づける環境づくりをすすめます。（福祉課）
- ②過労自殺を含む過労死等の防止のため、年次有給休暇取得促進期間の啓発や過労死等防止啓発月間の周知を広報紙等で行います。（商工課）

4) 子ども・若者

子どもや若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）ごとに置かれている状況も異なるため、それぞれの段階にあった対策が必要となります。

方向性及び目標

- ① 児童生徒の自殺予防に向け、困難な事態、強い心理負担を受けた場合等における対処の仕方を身につけるための教育（SOSの出し方・受け止め方に関する教育）の実施や児童生徒の心に寄り添う教育相談体制の充実を図ります。（学校教育課）

- ②いじめを苦しめた自殺予防のために、各小中学校の代表児童生徒がいじめ防止子ども会議を実施し、いじめをなくすために自分たちができることを話し合う機会をつくります。（学校教育課）
- ③スクールソーシャルワーカーを各学校に派遣し、課題を抱えた子どもや保護者に対し関係機関とのネットワークを活用して、課題解決への対応を図っていきます。（学校教育課）
- ④不登校児童生徒に対し、安中市教育支援センター「せせらぎの家」において、集団生活への適応を支援し、学校復帰や社会的自立に向けての力を蓄えられるように支援を行います。（学校教育課）
- ⑤電話や面接及びメールにより青少年の相談を受けます。（生涯学習課）
- ⑥不安を解消し、前向きに子育てができるよう、子育てを中心としたカウンセリング講座を実施します。（生涯学習課）
- ⑦妊娠期からの途切れのない支援に向けた環境づくりのために、母子手帳交付時に保健師が個別面接を行い、出産前から継続した支援を行って行きます。（健康づくり課）
- ⑧産前産後ホームヘルプサービスを実施し、妊娠出産や育児の身体的精神的な負担を軽減するために、家事や育児の支援を行います。（子ども課）
- ⑨ファミリーサポートセンター事業を実施し、会員同士の相互援助活動により、育児の支援を行います。（子ども課）
- ⑩家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導及び援助を行う家庭児童相談員を配置します。（子ども課）
- ⑪若者を主な対象とする自殺防止のためのSNS等を活用した相談窓口の周知をしていきます。（福祉課）



IV-3) 自殺対策に関する評価指標

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、毎年度、取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、安中市自殺予防対策庁内連絡会議に報告の上、その後の取組について協議し、計画を推進していきます。

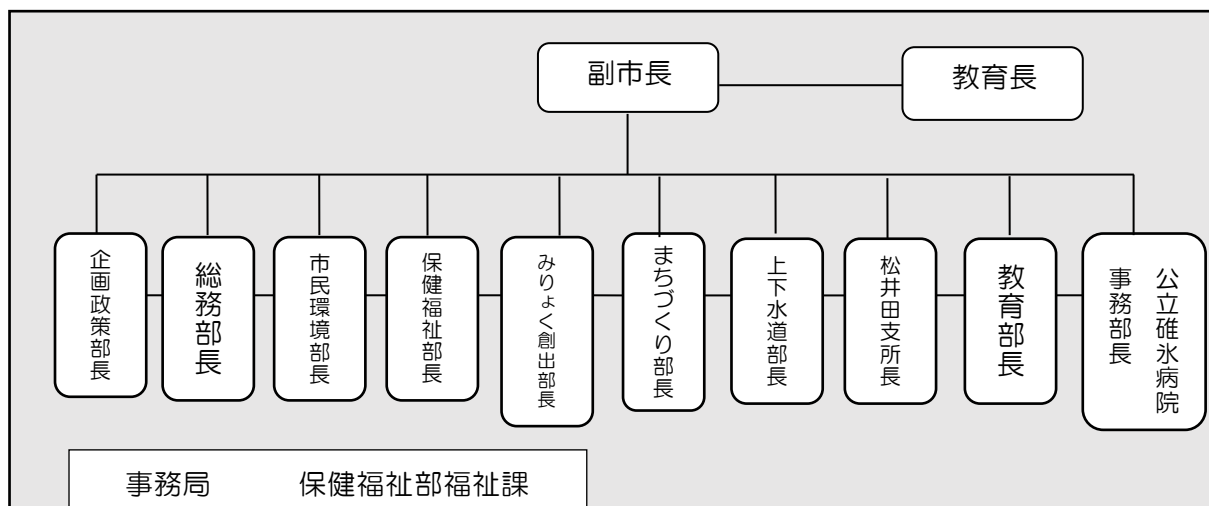
☆…新規の取り組み

指 標	現 状 R4 (2022)	目 標 R10 (2028)
地域におけるネットワークの強化		
安中市自殺予防対策庁内連絡会議	年1回	年1回
地域での見守りの強化（見守り活動を行っている地域の団体数）	14団体	20団体
☆重層的支援会議の実施	—	12回
自殺対策を支える人材の育成		
関係団体向けゲートキーパー養成講座受講者数	67人 (R1年度)	100人
市職員のゲートキーパー養成講座受講者数	228人	345人
市民への啓発と周知		
相談体制の強化（相談窓口の周知）	市広報紙等 年2回 イベント等 年1回	市広報紙等 年2回 イベント等 年1回
重点施策1 高齢者		
サロン等の居場所づくり	57か所	60か所
重点施策2 生活困窮者		
生活困窮者支援調整会議	週1回	週1回
一般就労者数（就労支援を受けて就労に結びついた人数）	35人	35人
重点施策3 勤労者・経営者		
勤労者や経営者向けゲートキーパー養成講座の実施	—	1回
年次有給休暇取得促進期間や過労死等防止啓発月間の周知	市広報紙等 年2回	市広報紙等 年2回
重点施策4 子ども・若者		
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合（健やか親子21(第2次)の指標に基づく乳幼児健康診査必須問診項目より）	77.4%	95%以上
若者を対象としたSNS等を利用した相談窓口の周知（ホームページ等掲載）	145件	掲載記事の閲覧数 215件以上

V 自殺対策の推進体制等

V-1) 安中市自殺予防対策庁内連絡会議

市民のかけがいのない命を救う自殺対策を庁内で横断的に取り組むために、進捗状況を検証・評価し、その後の取組について協議し、計画を推進していきます。



V-2) 自殺対策と重層的支援体制整備事業の推進

地域住民が抱える複雑化・複合化した問題に対して、保健福祉部内で検討・対応を行っていきます。必要に応じて社会福祉協議会、基幹相談支援センター、民生委員と共に取り組みます。

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により長期間に渡って人との接触機会が減少しました。その結果、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じ、女性や子ども・若者の自殺増加、自殺に繋がりがかねない要因の深刻化などが問題となっています。社会全体の自殺リスク低下を図り、一人ひとりの生活を守るため、横断的な支援を推進していきます。

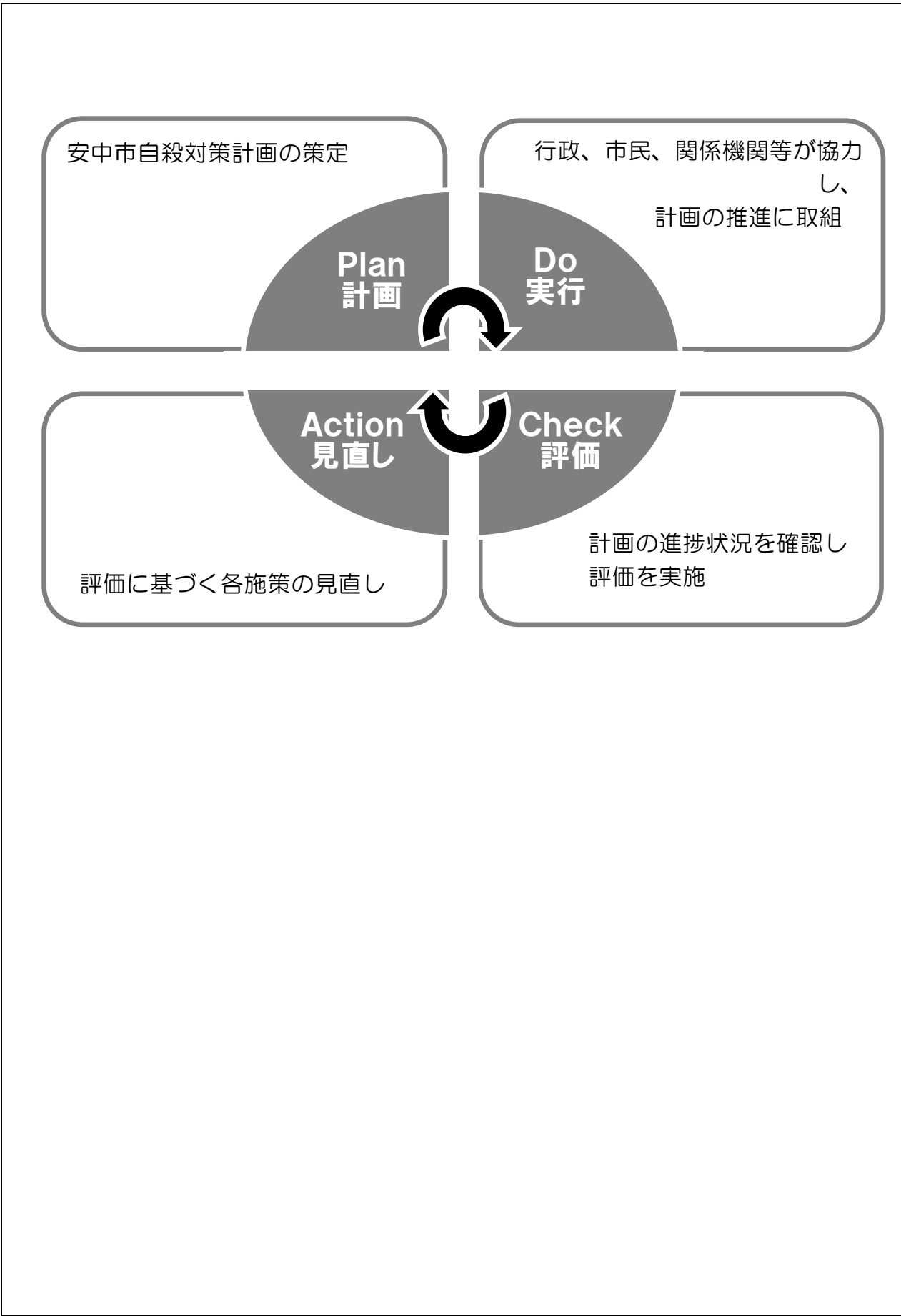
V-3) 自殺対策の担当課・担当者

本計画の担当課（事務局）は福祉課とします。

V-4) 計画の見直し及び進行管理

本計画の推進に当たっては、安中市自殺予防対策庁内連絡会議により、具体的な取組の進捗状況等を点検します。評価に基づく自殺対策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。計画の最終年度において、総括的な最終評価を行います。



VI 巻末資料

VI-1 自殺対策基本法

VI-2 自殺総合対策大綱（概要）

VI-3 自殺総合対策における当面の重点施策（概要）

VI-4 安中市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

VI-5 生きる支援施策一覧

1 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日法律第八十五号)

最終改正：平成二八年三月三〇日法律第一一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図

りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)(概要)

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

- 現行：令和4年10月14日閣議決定
- 第3次：平成29年7月25日閣議決定
- 第2次：平成24年8月28日閣議決定
- 第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが思い込まれた未の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども、若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイリタリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスへの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪、性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
 - ・性的マイリタリティの方等に対する支援の充実
 - ・関係機関等の連携に必要な情報共有
 - 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
 - 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
 - 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの運動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども、若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 子どもがSOSを出しやすき環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども、若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども、若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について健康の相談センター事業等による支援を推進
 - コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
 - 困難な問題を抱える女性への支援

(設置)

第1条 市民のかけがえのない命を救う自殺予防対策を庁内で横断的に取り組むため、安中市自殺予防対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺予防対策の総合的な推進及び連携に関すること。
- (2) 自殺予防対策に関する業務の情報交換及び調査に関すること。
- (3) 自殺予防対策の検討に関すること。
- (4) その他自殺予防対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 企画政策部長
- (4) 総務部長
- (5) 市民環境部長
- (6) 保健福祉部長
- (7) みりょく創出部長
- (8) まちづくり部長
- (9) 上下水道部長
- (10) 松井田支所長
- (11) 教育部長
- (12) 公立碓氷病院事務部長

(会長等)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長をもって充て、副会長は保健福祉部長を充てる。

2 会長は、連絡会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

生きる支援関連施策一覧

事業名	事業内容	担当課
職員研修事業「ゲートキーパー養成講座」	自殺予防月間にあわせて、本市職員を対象として研修を実施。 家族、友人、職場の同僚の心の不調に対する適切な声かけや支援方法を学ぶ。	職員課
職員の健康管理事務	メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的とした法に基づくストレスチェックを実施。	
職員の相談業務委託事業	仕事のこと、ご家族のこと、人間関係のこと、うまく言いあわせられないけれどモヤモヤしていること、誰かに相談してみたいな・聴いてほしいことなどを産業カウンセラーへ相談する。	
総合案内業務委託事業	総合案内業務の中で、来庁された相談者に担当窓口を案内する。	行政課
市税関係証明書交付事務	税務課窓口で、税に関する証明書を交付する。(悩みを持っている方が来庁した場合、気づき役としての視点を持ち、つなぎ役としての役割を担う。)	税務課
納税相談	市民から、納税に関する相談を受け付け、期限までに支払えない場合は、困難な状況に陥りやすい可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、生きる支援に繋げていく。	収納課
国民健康保険	国民皆保険制度は、低額な自己負担で医療機関を受診することができ、一部負担金減免等の制度もある。 また、特定健診や人間ドック事業等も行っており、病気の早期発見等により自殺防止につなげる。	国保年金課
後期高齢者医療	国民皆保険制度により、低額な自己負担で医療機関を受診することができる。 また、後期健診や人間ドック事業等も行っており、病気の早期発見等により自殺防止につなげる。	
福祉医療制度	医療費助成を行い、医療費支出への不安を軽減するとともに、医療機関を受診し易くすることで適正な受診を促し、病気の早期発見等により自殺防止につなげる。	
国民年金	国民年金加入者は、保険料を納付することにより、将来、老齢年金や障害を負った時の障害年金などを受給することが可能となる。 また、納付困難者については、申請により保険料の納付猶予や全額・一部免除等を受け、納付に対する金銭的及び精神的なゆとりを生むことで、自殺の防止につなげる。	
住民への相談事業	人権相談(電話・来庁)を実施。	市民課
消費生活対策事務	消費者相談を実施し、情報提供を行う。	
配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力の相談および被害者の自立支援を行う。	
外国人相談窓口	外国人を対象とした各種手続きの支援や生活に関する相談の実施。	
自殺予防対策の周知	自殺予防月間にあわせて、市の広報で相談窓口の周知を行う。また、イベント等で自殺対策の啓発物品を配布。	福祉課
障害者(児)福祉事業	障害者(児)に対する様々な物品や福祉サービスの給付、補助等を行う。	
障害者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。	
地域自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築を図る。	
障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口を設置。	
無料法律相談委託	生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、群馬県弁護士会に委託し無料法律相談を実施。	
若者就職活動個別相談会	若者の就職に向けた相談支援を実施。	
ひきこもり相談	ひきこもりについての相談(電話・来庁・訪問)を実施。	
手話奉仕員養成事業	聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	

手話通訳者等派遣事業	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	福祉課
障害福祉サービスガイドブックの作成	各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進を図る。	
医療的ケア支援事業	障害児者の主治医の指示に基づき、看護師を配置していない通所施設、作業所、保育所、学校等又は看護師を配置している施設のうち、市長が看護師の派遣を特に必要と認める施設に看護師を派遣し、障害児等に対して比較的短時間において処置が完了する定期的な医療行為を行う。	
生活保護施行に関する事務	生活保護受給者の各種相談・支援を実施し、問題状況を把握し、必要な場合は支援へとつなげる。	
生活困窮者自立支援事業	生活困窮に陥っている人に対して自立相談支援事業・子どもの学習生活支援事業等・住居確保給付金を実施。	
要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)	児童虐待防止対策の充実を図る。 (代表者会議:1回/年・実務者会議:3回/年・個別ケース会議:随時)	子ども課
産前産後ホームヘルプサービス事業	妊娠出産や育児の身体的精神的な負担を軽減するために、ホームヘルパーを派遣し家事や育児の支援を行う。	
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けることを希望する者と、育児の援助を行う者との相互援助活動に関する、連絡調整。	
母子家庭等自立支援給付金事業	(1)高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭の父母の資格の取得を促進する。 (2)自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進する。 (3)高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合の修了時や認定試験合格後に、受講費用の一部を支給する。	
母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のために、その生活を支援する。	
母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。	
子ども食堂連絡会議	子ども等を対象とし、食事の提供等により居場所を開設する団体等の活動を支援する。情報交換や交流の場の提供。	
子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談員設置)事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るため、子ども家庭総合支援拠点において、相談、指導及び援助・支援を行う子ども家庭支援員、家庭児童相談員を配置する。	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う。	
子育て支援コンシェルジュ事業	子育て支援コンシェルジュを配置し、保育を必要としている保護者の相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスを利用できるように情報提供や相談、助言などを行う。	
母子健康手帳交付	妊婦健康診査受診票も同時に交付するとともに、妊婦相談を実施。	
はじめてのパパママ教室	妊娠・出産、育児に対する正しい知識の普及を図り、親としての自信と自覚が持てるよう支援するとともに仲間づくりの場とする。	
こんにちは赤ちゃん事業	生後2か月の児の家庭に母子保健推進員が訪問し、4か月児健診の啓蒙を行う。	
新生児訪問	助産師・保健師による家庭訪問を行い、育児不安の軽減を図る。	
乳幼児健診・相談	各健診にて児の発達確認と育児相談等を実施し、保護者の不安感の軽減を図る。	

二次健診 (子ども発達相談)	医師・作業療法士・言語聴覚士・保健師による個別相談を実施し、早期療育に向けての支援を行う。	健康づくり課
なかよしクラブ 元気っ子クラブ	幼児健診、育児相談の事後教室(言葉や生活面等の育児相談や遊びの教室)を実施し、児の発達を確認するとともに、親の育児不安を軽減する。	
子育てセミナー	育児についての知識を深めるとともに、親同士の仲間づくりの機会とする。	
各種健康相談	出張健康相談・来所健康相談・電話相談を実施し、不安軽減をはかる。	
各種健康教室	各健康教室を実施し、市民の健康への関心と知識を高めるとともに、健康相談を行う。	
各種健診(検診)事業	各種健診(検診)を実施し、健康の維持、病気の早期発見に努める。	
健診結果説明会(健康セミナー)	今年度、安中市国保特定健康診査を受診した者の内、希望者に対し、検診結果に対するセミナーを実施。	
ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者を対象に仲間づくりを通じて不安感等を解消し、介護予防を目指したサロン活動の推進を行う社会福祉協議会に対して補助。(公会堂等を利用して10~30人程度の小規模の人数で軽スポーツを始め、カラオケ、茶会、手芸、踊り等の様々な内容の活動を実施。)	高齢者支援課
高齢者住宅改造費補助	高齢者の在宅生活における安全性及び利便性の向上を図り、在宅生活の継続を支援する。	
ひとり暮らし高齢者保養	明るく生きがいのある生活を維持していただくため、70歳以上の1人暮らしの方を毎年旅行等に年1回招待する。	
日常生活用具等貸出	高齢・病気・けがなどにより日常生活に支障がある方が、より快適な生活が送れるよう、また介護している方の負担が軽減されるよう車椅子を貸し出す。	
日常生活用具給付	寝たきりの状態その他これに準ずる状態の高齢者、認知症である高齢者又は高齢者のみで構成される世帯に属する者に対し、日常生活用具の給付を実施することにより、日常生活における利便性を高め、高齢者福祉の増進を図る。	
福祉車両の貸出	介護を必要とする高齢者や身体障害者が車いすのまま乗れるリフト付き自動車を無料で貸し出し、通院や買物などの日常生活を行う場合の利便性を図るとともに、行事や旅行及びレクリエーション等に積極的に参加する機会を確保する。	
タクシー料金補助	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅高齢者等が通院などでタクシーを利用した場合において、その料金の一部を補助する。	
緊急通報装置の設置	緊急通報装置を貸与し、緊急通報体制を整備することにより、高齢者の日常生活における不安を解消し、緊急時の対応を迅速に行う。	
高齢者スポーツ広場の整備	ゲートボールやその他のスポーツを通じて高齢者の健康の増進と仲間との交流を深めることにより生きがいの高揚を図るため、高齢者スポーツ広場を設置する老人クラブ又は区に対し、整備費用を補助する。	
老人福祉センター(いきいき長寿センター)	高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供する等、健康で明るい生活が営めるように運営する。	
配食支援	生活機能の低下により自ら食事の用意をすることが困難な在宅の高齢者の栄養状態の改善及び定期的な生活状況の把握を図るために食事を配達する。	

介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送る事ができるように支援する。	
一般介護予防事業	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、地域作りを推進するとともに、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できる地域を構築することにより介護予防を推進する。	
総合相談・権利擁護事業	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域におけるネットワークを構築するとともに、高齢者の生活の実態や必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切なサービス、制度の利用につなげる支援を行うと共に、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう権利擁護のための必要な支援を行う。	高齢者支援課
認知症総合支援事業	認知症高齢者やその家族を支援するため、認知症の人やその家族に早期に係る体制の整備や、認知症の容態の変化に応じ必要な医療・介護サービス等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう共生の地域づくりを推進する。	
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図る。(高齢者が担い手として活動する場の確保等)	
家族介護支援事業	認知症高齢者等の見守り体制の充実を目的として、地域におけるネットワークの形成や徘徊、行方不明時の早期発見体制を整備する。	
農業共済事業	農業災害や農業収入の減少に起因する自殺を防止するため、農業経営のセーフティネットとして農業共済制度や収入保険制度の周知と加入を促進するとともに、保険金の速やかな支払いを図る。	農林課
公営住宅等の管理に関する業務	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、住民の生活の安定をはかる。住宅使用料等の滞納者に対する徴収事務を行い、問題状況を把握する。	建築住宅課
小口資金融資事業	低利の融資あっせんを行い、企業の経営状況を把握し、経営難に陥っている経営者の問題状況を把握する。信用保証制度を利用した中小企業に対する補助を行う。	
勤労者生活資金融資事業	医療費、冠婚葬祭費、教育費などの 使途のための融資を行う。	商工課
労働関係広報啓発	年次有給休暇取得促進期間を広報で周知する。過労死等防止啓発月間を広報で周知する。	
水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収事務を行い、問題状況を把握する。	上水道事務課
下水道使用料徴収業務	下水道使用料滞納者に対する料金徴収(集金)事務を行い問題状況を把握する。	下水道課
農地処分の相談	農地を処分する理由に金銭的な原因がある場合、必要に応じ関係部署への案内を行う。	農業委員会事務局
いじめ防止対策事業①	市いじめ防止子ども会議において、小中学校の代表児童生徒が、各校の実践発表を行うとともに、いじめをなくすために自分たちでできることを話し合う。	
いじめ防止対策事業②	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	
不登校児童生徒支援事業	安中市教育支援センター「せせらぎの家」において、様々な不安のために登校できない子ども達の集団生活への適応を支援する。体験活動や仲間とのふれあいを通して、学校復帰や社会的自立に向けての力を蓄えられるよう支援を行う。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術をもつスクールソーシャルワーカーを派遣し、課題をかかえた子どもや保護者に対し、様々な機関とのネットワークを活用して、課題解決への対応を図る。	
青少年相談	電話、面接及びメールにより相談を受ける。	
補導員による夜間補導	夜間、補導員により市内をパトロールする。	
カウンセリング講座の開催	子育てを中心としたカウンセリング講座を開催する。	生涯学習課
子育てサロンの開催	乳幼児のいる保護者の交流・情報交換の場を設ける。	

第2次いのち支える安中市自殺対策計画

発行年月／令和6年3月

発行・編集／安中市役所 保健福祉部 福祉課 障害福祉係

〒379-0192

群馬県安中市安中1-23-13

電話 027-382-1111

FAX 027-381-0503